

## 第49回衆議院議員総選挙における在外投票の実施について

令和3年10月19日  
在オークランド日本国総領事館

10月19日、衆議院議員総選挙が公示されましたところ、当館での在外公館投票を、10月20日（水）から24日（日）の間、実施します。

投票所では、NZ 政府の新型コロナウイルス感染症対策に従い、マスクの着用、フィジカル・ディスタンスの確保、接触記録（アプリによるスキャン等）等にご協力をお願いいたします。

NZ 政府は、異なる警戒レベル地域からの移動、また、移動禁止区域間をまたぐ移動を認めていませんので、ご注意ください。（19日23時59分以降は、オークランド及びワイカト地方の一部地域が、新型コロナウイルス警戒レベル3が継続されますが、在外公館投票期間中の変更もあり得ますので、ご注意ください。）

オークランド以外の地域にお住まいの方については、当館に「在外公館投票」のためにお越し頂くことが難しい状況ですので、先日ご案内しました「郵便等投票」をご活用頂く、若しくは、ウエリントンにある在ニュージーランド日本国大使館での投票をご検討ください。

### 1. 選挙の日程

- 公示日 : 令和3年10月19日（火）
- 在外公館投票開始日 : 令和3年10月20日（水）
- 日本国内の投票日 : 令和3年10月31日（日）

### 2. 投票できる方

#### 在外選挙人証をお持ちの方

在外選挙人証をお持ちでない方で、今後の選挙のために申請手続きについて知りたい方は以下のリンクをご参照ください。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

### 3. 在外公館投票

NZ各公館の投票期日等は次のとおりです。

#### ●在オークランド日本国総領事館

投票期日：10月20日（水）から10月24日（日）まで

投票時間：午前9時30分から午後5時まで

投票場所：Level 15, AIG Building, 41 Shortland St, Auckland 1010

[https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/consulate\\_guide\\_j.html](https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consulate_guide_j.html)

#### ●在ニュージーランド日本国大使館（ウエリントン）

投票期日：10月20日（水）から10月23日（土）まで

投票時間：午前9時から午後7時まで

投票場所：Level 18, The Majestic Centre, 100 Willis Street, Wellington 6011

[https://www.nz.emb-japan.go.jp/about\\_us/map\\_j.html](https://www.nz.emb-japan.go.jp/about_us/map_j.html)

#### ●在クライストチャーチ領事事務所

投票期日：10月20日（水）から10月23日（土）まで

投票時間：午前9時30分から午後5時まで

投票場所：12 Peterborough Street, Christchurch 8013

[https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/chc\\_map\\_j.html](https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/chc_map_j.html)

※他国を含む在外公館投票の実施公館（日本大使館・総領事館及び領事事務所など）及び投票期間等については、以下のリンクをご参照ください。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page3\\_000718.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page3_000718.html)

**持参すべき書類：（１）在外選挙人証、（２）旅券等の顔写真付き身分証明書**

#### （留意事項）

・在外公館投票期間中は、当館が入居するビル（AIG Building）の正面玄関入口に警備員を配置しますので、Shortland Street の入口にお越しください。在外公館投票に関しては、ご予約の必要はありません。（警備員がビル入口のドアを開けますので、警備員に「投票のため来館した」旨お伝えの上、警備員の指示に従って入館願います。）

※在外公館投票以外の目的で当館にお越しになる場合には、必ず事前のご予約をお願い致します。

<https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/files/100223377.pdf>

・NZでは、当館の他、在ニューージーランド日本国大使館（ウエリントン）、在クライストチャーチ領事事務所で投票ができます。お住まいの地域を問わず、どの公館でも投票できますが、投票期日及び投票時間が異なりますので、ご留意ください。また、移動禁止区域間をまたぐ移動は認められておりませんので、ご留意ください。

・NZの新型コロナウイルス感染症対策により、国内警戒レベル次第では、当館での在外公館投票が中止になる可能性もありますので、予めご了承ください。

## **4. 郵便等投票及び日本国内における投票**

### （１）郵便等投票

○登録先の選挙管理委員会に対して既に投票用紙等を請求されて投票用紙を受け取られた方は、選挙の公示日の翌日以降に投票用紙に記入し、国内投票日の10月31日（日）の投票所閉鎖時刻（原則午後8時）までに国内の投票所に届くよう、郵便等の事情をご確認の上、送付してください。

○郵便等投票のための投票用紙の交付を受けた後でも、郵便等投票から在外公館投票に変更することはできません。その場合、在外公館投票にお越しになる際に、「在外選挙人証」「旅券等の顔写真付き身分証明書」に加え、「郵便投票用の投票用紙」「内封筒」「外封筒」を必ずご持参ください。

### （２）日本国内における投票

一時帰国した場合や、帰国後、国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後3か月間）は、在外選挙人証を提示して、下記（１）～（３）のいずれかの方法で投票できます。

【公示日の翌日から国内投票日の前日まで】

#### （１）期日前投票

登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した期日前投票所における投票。

#### （２）不在者投票

登録地以外の市区町村における投票。

【国内投票日当日】

#### （３）投票所における投票

登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した投票所における投票。

日本国内における投票の詳細については、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

## 5. 選挙公報・候補者情報

○公示後、選挙公報が各選挙管理委員会のホームページに掲載されています。

<https://www.soumu.go.jp/senkyo/49ge/index.html>

○候補者情報についても、以下のリンクでご確認ください。

<https://www.soumu.go.jp/senkyo/49ge/index.html>

## 6. その他

○各選挙人が投票する衆議院の小選挙区は、在外選挙人証の表面に記載されていますが、平成29年7月に区割り改定が行われたことにより、変更が生じている場合もありますので、あらかじめ各選挙人においてご確認願います。

※衆議院小選挙区の区割りの改訂等は、以下の総務省ホームページをご覧ください。

[https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/senkyo/shu\\_kuwari/shu\\_kuwari\\_3.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/shu_kuwari/shu_kuwari_3.html)

(了)